

社保庁525人の不当解雇の真相

— 法と道理を踏みにじる不当解雇は許さない —



厚生労働省による不当解雇は許さないと 39 人の全厚生組合員がたたかっています。京都の 15 人は裁判にも訴えました。国公労連は、不当解雇撤回と日本年金機構の体制拡充、年金制度の改善、で労働者・国民への支持と共感を広げています。仲間のみなさんの大きなご支援を訴えます。

社保庁職員の分限免職は他人事ではありません。公務員の大幅削減を掲げた「みんなの党」が先の参議院選挙で躍進しましたが、民主党をはじめ、自民や公明、各新党なども公務員削減や出先機関廃止では同じです。「地域主権改革」による出先機関廃止・地方移譲では、意図的に余剰人員を作り出し、分限免職が狙われています。こうした公共サービスの解体と雇用の破壊を許さないためにも、政府や財界の真の狙いと社保庁の不当解雇の真相をつかみ、解雇撤回を勝ちとることが必要です。

国公労連 社保庁不当解雇撤回闘争本部

法に定める事由以外で国家公務員は解雇(免職)できない

国家公務員は、法律で定める場合以外は本人の意に反して降任や休職、免職することは許されないという厳格な身分保障が定められています。この身分保障は、行政の中立性確保や、公務の民主的かつ能率的な運営を保障するためのものです。

今回の社保庁の分限免職は「官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合」(78条4号)に該当するとしていますが、社保庁職員が従事していた職務は年金機構においてそのまま継承されています。運営主体が替わっただけで「廃職」や「過員」と解釈することはあまりにも乱暴です。

また、国家公務員法や人事院規則では、公正な取り扱いや平等取扱の原則に反して職員を免職してはならないと明記し、免職者の選定は任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるとしています。

政府・厚生労働省は、「国民の信頼回復」をタテに社保庁を廃止し、整理解雇を強行しましたが、以下のように国公法や人事院規則による公正、平等取り扱い原則に反しており、裁量権の乱用です。

余剰人員も発生していないもとの分限免職(整理解雇)は無効

社会保険庁の廃止を理由に45年ぶりに発動された分限免職。年金業務は、2007年の記録問題発覚以降、業務量は急増して要員は恒常的に不足していました。また、年金機構発足にあたって民間から1000人以上の正規職員を新規採用。しかし、結果的に正規職員で324人も大幅な欠員が生じたスタートとなりました。こうしたことから、年金業務には余剰人員(過員)は生じておらず、人員削減の必要性は全くなかったのです。

家族のためというよりは、国民の皆さんや職場のためにと、平日は遅くまで、土日も家を空けることが多く、家族に文句を言われながらも自分の仕事にやりがいや誇りを持って働いてきた夫への仕打ちに、私は全く納得ができません。

夫に限らず、みんな何を基準に分限免職になったのか、このおかしい状況を私の納得のいくものにして欲しいと思います。今回、勇気を持って分限免職取消の裁判に挑む皆さんへのあたたかいご支援をお願いします。

川口加奈子さん
(全厚生闘争団京都の川口博之氏の妻)

平等取り扱い原則を踏みにじり、社保庁職員のみを分限免職(整理解雇)

国立大学の非特定法人化や郵政の民営化にあっても雇用は継承されました。農水省の2500人を超える余剰人員は、政府の「雇用調整本部」による省庁配転で雇用が確保されました。これは、「本人の意に反する免職を行わない」との総定員法の付帯決議や「省庁横断的な配置の転換」を定めた行政改革推進法によるものです。社保庁職員の分限解雇は、他省等職員の取扱いと比べてあまりに異常です。憲法や国公法の平等取り扱いの原則に反する免職(解雇)は許されません。

処分歴ある職員排除、 不公正な選定基準

政府が決定した「懲戒処分歴のある社保庁職員は年金機構に一切採用しない」との採用基準は、日本弁護士連合会などが、同一の非違行為に対する二重の不利益処分であると違法性を指摘しています。懲戒処分は業務目的外閲覧による戒告処分が大半ですが、短時間の調査によるえん罪も指摘されています。この基準により、懲戒処分の時期や内容、理由にかかわらず年金機構に応募することさえ許されなかったことは、公正な選定基準とはいえません。

また、分限解雇された全厚生組合員 39 人の中には懲戒処分を受けたことのない職員が 12 人もいます。育児休業中の女性職員や病気休職中の職員も含まれ、夫婦ともに解雇されたケースもあります。分限免職者の選定基準は何ら示されておらず、公正な判断が行われたとはとても言えません。

全く違法な分限免職

全国弁護団長
岡村親宜弁護士



国家公務員の身分保障原則及び雇用保障法理の労働法理に反する違法なものであり、また、雇用の安定と労働者の権利確保を目的とする厚生労働省による不当な解雇は許されません。

任命権者が分限処分をするときに、どの職員に対し、いかなる処分を選択すべきかを決することについては公正でなければならず、平等取り扱いの原則に違反してはなりません。実質的に廃職や過員が生じていたわけでもなく、全く違法な分限免職です。最後までたたかきましょう。

解雇回避努力を怠った国と社保庁

日本年金機構や厚生労働省等へ採用されなかった職員に対しては、社保庁・厚労省当局に整理解雇を行わないための「回避努力」が課せられています。社保庁は、「職員再就職等支援対策本部」や「再就職等支援室」を設置しましたが、公務職場への配置転換は困難とし、「官民人材交流センター」に丸投げしています。これでは、分限免職回避努力を尽くしたと言えるものではありません。

2010 年度のⅡ・Ⅲ種の新規採用数は、厚労省で 220 余人、政府全体では 1700 人を超えています。国家公務員としての配置転換も十分に可能だったのであり、整理解雇は不当です。

官民人材交流センターに登録しましたが 1 件の紹介もありませんでした。農水省関係は他省庁に配転したのに、社保庁だけなぜ差別されるのか。(N・A)

官民人材交流センターに登録するも、支援室からは「登録企業も無いので自分で求職活動をして欲しい」と言われました。(T・I)



社保庁職員不当解雇の背景と真相

国民の不満を 社保バッシングですり替え

政府・厚生労働省は、今回の分限解雇について、社会保険庁職員の「国民に対するサービス意識の欠如」への国民の批判が背景にある言います。年金記録の「目的外閲覧」や国民年金の不適正免除問題、さらには 5000 万件の「宙に浮いた年金」記録問題などに国民の批判があったのは事実です。しかし内閣府の「国民生活に関する世論調査」では、「政府に対する要望」のトップは毎年常に「社会保障・年金」であるように国民の要求は明確です。医療や老後の不安を解消しない政治に対する不満と批判が根底にあることは明らかです。

政府と与党は、国民の批判に乗じて

社会保障を後退させる社保庁「改革」を押し進めましたが、マスコミ等を通じた社保庁バッシングは、政府や官僚の責任を隠蔽する大きな役割を果たしました。そして、年金問題のすべての責任が社保庁職員にあるかのように描きだし、「国民の信頼回復」をタテにして社保庁の廃止と大量の分限解雇を強行したのです。



○国家公務員法

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第 74 条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない
(身分保障)

第 75 条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。
(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第 78 条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

1～3 略

4 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

○人事院規則 11-4 (職員の身分保障)

第 2 条 いかなる場合においても、法第 27 条に定める平等取扱の原則、法第 74 条に定める分限の根本基準及び法第 108 条の 7 の規定に違反して、職員を免職し、又は降任し、その他職員に対して不利益な処分をしてはならない。

第 7 条 4 号 法第 78 条第 4 号の規定により職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

「宙に浮いた年金記録」問題は
社保庁・厚労省の幹部の責任

第二次世界大戦の戦費調達を主要な目的に発足（1942年）した厚生年金。戦時戦後の混乱期の台帳整備にのべ65万人の賃金職員を投入しましたが、すでに1958年の行政監察で「氏名、生年月日、資格取得年月日等の誤謬」が指摘されています。また、1957年に導入したパンチカードシステムや62年のIBM電子計算器はアメリカ製のため氏名を数字変換して入力。79年以降は社保庁が「漢字カナ変換辞書」を開発して数字をカナ氏名に変換しましたが、これらが「宙に浮いた年金」が大量発生した最大の要因です。

総務省の年金記録問題検証委員会の報告書（2007年10月31日）でも、直接的要因として「過去の業務の仕組みやシステムの重要な取り扱い方針」などを指摘し、「歴代の社保庁長官をはじめとする幹部職員の責任は最も重い」と断じています。



個人情報「閲覧」問題は
政治家による報復

国民への掛金負担増と給付削減を押しつける2004年の年金「大改悪」法案の論戦では、年金福祉施設などの無駄遣いや天下りの問題とともに、国会議員の国民年金未納・未加入問題が発覚。法案は与党多数で可決したものの、同年の参院選挙で大敗した自民党は、社保庁職員による「目的外閲覧」の大量処分を強要しました。

マスコミは「のぞき見」と総批判を繰り返しましたが、情報漏洩ではありません。短時間の調査のもとえん罪も指摘されていますが、処分は矯正措置にとどまらず、戒告や減給もできました。当時の長官は、「過去の事例に比べても非常に厳しい処分をした」と発言しており、政治的処分ともいえるものです。

マスコミ報道の事実を確認するために国会議員の記録を閲覧したものです。懲戒処分については納得できなかったものの、これからの頑張りが重要という当局の言葉を信じて、以後、業務に邁進してきましたが許せません。(T・K)

.....

所長から認めると圧力を掛けられましたが、私は身に覚えがないので否定し続けました。ところが、所長から「不本意かもしれないが、組織のために認めてくれ。頼む。」と頭を下げられたため、不本意ながら認めました。ところが、実際の処分は減給となっていました。断じて許せません。(M・N)

収納率アップ指示で 「不正」免除が発生

社保庁改革では、保険料収納率向上が最優先課題であり、損保会社から招かれた当時の社保庁長官は収納率アップ策として未納者の納付免除（分母対策）を強力に推進しました。社保庁組織をあげた納付免除対応のもとで本人の申請・承諾抜きでの免除が行われたものですが、こうした事態を招いた長官や幹部の責任は一切問われていません。厚労省の有識者会議でも、委員の「分母対策が重要であるという指示が出されたらそれはやるでしょうね」との指摘に、社保庁も「まことに反省をすべき」と答えており、組織的な問題は明らかです。

年金の無駄遣いは歴代大臣等の責任

厚生大臣と年金局長によって進められたグリーンピア（大規模年金保養施設）。13カ所のうち7カ所は歴代厚生大臣の地元であり、利権が指摘されています。また、この施設を天下りとして活用してきたのは一部の高級官僚であり、分限解雇された職員に

はまったく関係のないものです。

国民の権利もサービスも低下・年金機構

日本年金機構が発足し8ヶ月が経ちました。しかし、「説明が不十分」「記録の訂正による回復業務が遅すぎる」「記録調査がずさんすぎる」「障害年金の決定が遅い」などさまざまな問題が指摘されています。多数の経験者を年金業務から排除したことが大きな要因です。

年金機構の業務は国から委任・委託されていることから、直接執行する権限は限られており、厚労省の決裁がなければ文書発送もできない状況です。また、疑義が生じた場合の法令解釈も容易にできない組織となっています。さらに、「積極的に業務の外部委託をすすめる」ことが基本方針で、入力業務での違法な派遣労働の実態も指摘されています。

また、年金機構は57%が非正規職員で、多くは劣悪な労働条件で雇い止めの不安と背中合わせです。発足してから半年間で約1万人近くの職員採用を行いました。一方で2400人近くが退職しています。仕事を教えるベテラン職員も不足し、安心・信頼の業務体制にはほど遠い状況です。

平成22年6月24日
人事管理部

職員の状況について

(人)

職員区分	①基本計画 (2010年1月)	②現在員(1/4時点)	③欠員(②-①)	④22年度定員	⑤現在員(6/1時点)	⑥欠員(⑤-④)	⑦採用の状況(予定を含む)	⑧離職の状況 (設立時～5月末まで)
正規職員	10,880人程度	10,556	▲324	10,880	10,704	▲176	22.4.1採用 4人(システム部門) 22.5.1/5.24採用 2人(システム部門) 22.6.1採用 221人 23.4.1採用予定 200人程度	109
准職員	1,400人程度	1,458	58	3,967	2,947	▲1,020	22.4.1採用 510人 22.6.1採用 1,034人 22.9.1採用予定 1,000人程度	75
小計	12,280人程度	12,014	▲266	14,847	13,651	▲1,196		184
特定業務契約職員 アシスタント契約職員	5,550人程度	5,262	▲288	11,200	11,226	26	22.1.2～6.1採用 8,212人	2,210
合計	17,830人程度	17,276	▲554	26,047	24,877	▲1,170		2,394

(注1)①基本計画と④22年度定員との差は、年金記録問題対応のための増員が認められたものである。

(注2)現在員については、抽出時点のタイムラグにより、⑤現在員数は、②現在員数+⑦採用数と⑧離職数の増減差と誤差が生じている。

(注3)現時点における欠員については、追加募集を行い、平成22年9月に1,000名程度の准職員を採用する予定である。

(注4)特定業務契約職員及びアシスタント契約職員の離職者には、特定業務契約職員から准職員及び正規職員へ、アシスタント契約職員から特定業務契約職員、准職員及び正規職員へ職員区分が変更となった者を含んでいる。

社保庁の解体・廃止で加速する社会保障構造改革

小泉内閣による社会保障構造改革では、医療費の本人 3 割負担、介護保険制度の導入、後期高齢者医療制度の創設、年金保険料のアップと給付水準のダウンなど、命と暮らしが脅かされてきました。

政府管掌健康保険（政管健保）は 08 年 10 月から「全国健康保険協会」による運営に変わりましたが、保険料率には都道府県間の格差が導入され、傷病手当金や出産手当金などの現金給付についても支給期間や支給額などの引き下げが検討されてい

ます。

また民主党は、年金機構を廃止して国税庁と統合のうえ歳入庁を設置するとしています。保険料の徴収強化が狙いですが、国税優先のもとで年金保険料は確保できるのか、年金制度はどうするのか、など多くの課題があります。政府や財界の野望でもある「年金財源に消費税」の議論も急浮上しています。しかし、狙いは社会保障費用の削減と企業の負担軽減です。

社保庁職員の不当解雇撤回闘争にご支援ください

【 私たちの要求 】

- 社保庁職員の不当解雇は直ちに撤回し、年金機構の正職員など安定雇用を確保せよ
- 「懲戒処分歴のある者は採用しない」との閣議決定は撤回し、経験者の雇用で年金業務の体制を拡充せよ

- 年金記録問題を国の責任で早急に解決するとともに、年金業務は国の責任で直接実施する体制とせよ
- 消費税によらない最低保障年金制度など安心・信頼できる年金制度を確立せよ

全厚生闘争団、弁護団一覧表

所属	年齢	性	懲戒	現在の状況	弁護団		
北海道(2)	34	男	無	病気療養中	北海道弁護団6人		
	45	男	無	機構準職員内定			
秋田(6)	32	男	有	弁護士事務所勤務	秋田弁護団6人		
	46	女	有	厚労省非常勤職員			
	35	男	有	専門学校			
	34	男	有	関係団体職員			
	35	男	有	関係団体職員			
	34	男	有	厚労省非常勤職員			
東京(5)	38	女	無	バイト	東京弁護団8人		
	41	男	有	関係団体嘱託			
	39	男	有	民間就職			
	58	男	有				
東京社保	45	男	無	病気療養中			
	37	女	有	育児			
愛知(4)	36	男	有	全厚生中部支部書	愛知弁護団5人		
	37	男	有	厚労省非常勤職員			
	53	女	有	厚労省非常勤職員			
	42	女	有	厚労省非常勤職員			
岐阜(1)	48	男	有	闘争団事務局長	岐阜弁護団2人		
	41	男	有	京教組共済職員			
京都(15)	47	男	有	闘争団事務局次長	京都弁護団10人		
	56	男	有				
	37	男	有	求職中			
	43	男	有	国保組合就職			
	41	男	有				
	39	男	有	求職中			
	36	男	有	国保組合就職			
	51	男	無				
	40	男	無	健保組合職員			
	41	男	無				
	41	女	無				
	44	男	有	職訓校			
	37	女	有	パート			
	大阪(1)	50	男	無		准職員退職	大阪弁護団3人
	香川(1)	31	男	無		年金機構準職員	香川弁護団2人
34		男	無	年金機構準職員			
愛媛(4)	56	男	無	闘争団用務	愛媛弁護団2人		
	39	男	有	厚労省非常勤職員			
	41	男	有	厚労省非常勤職員			

< 全厚生闘争団は >

全厚生は旧厚生省・社保庁職員で組織する労働組合で、本省部門、国立障害者リハビリテーションセンターなどの福祉施設部門、国立感染症研究所などの試験研究機関部門、年金機構や健保協会などの旧社保庁部門で構成しています。組合員は約 1500 人で 7 割が旧社保庁職員です。全厚生の社会保険部門組織は、秋田、東京（「機構本部」支部）、神奈川、静岡、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、香川、愛媛、大分の 13 都府県にあります。

分限解雇撤回をたたかっている全厚生組合員は左表のとおりですが、全国弁護団は総勢 44 人です。京都の 15 人は裁判闘争にも立ちあがりました。私たちのたたかいにご支援をお願いします。

全厚生闘争団を支える会に入ってください
社保庁不当解雇撤回「全厚生闘争団を支える会」入会申込書

【会 費】 会費は、団体は年会費一口 5000 円、個人は年会費一口 1000 円です。

送信日 20 年 月 日

単組組織名	
※団体加入 <input type="checkbox"/>	
資料等送付先	〒 _____
担当者名	
連絡方法	TEL (_____) _____ メール _____ @ _____

◇入会者名簿（住所、電話、メールは省略可）

名 前	住 所	電 話	メー ル	□数
		(_____) _____	_____ @ _____	<input type="checkbox"/>

送信先 全厚生闘争団 zenkosei@zks.dp.u-netsurf.ne.jp TEL : 03-3501-4881 FAX : 03-3502-4706

振込先 【郵便振替】 □座記号番号 : 00130-8-449085 / 加入者名 : 全厚生闘争団を支える会
【労働金庫】 支店名 : 中央労働金庫 霞ヶ関支店
□座番号 : 普通 3290098 / □座名義 : 全厚生闘争団を支える会